

●体育館使用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日			
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00			
奈 良 市 中 央 体 育 館	独 占	アマチュア ポロ コート 入場料の類を徴収する場合		円	円	円	円	円	円	
		アマチュア ポロ コート 入場料の類を徴収しない場合		10,800	14,400	21,600	28,800	39,600	54,000	
	使 用	アマ プロ コート 以 外	入場料の類を 徴収する場合	営利を目的とする場合	81,000	108,000	162,000	216,000	297,000	405,000
				営利を目的としない場合	45,000	60,000	90,000	120,000	165,000	225,000
		入場料の類を徴 収しない場合	営業宣伝を目的とする場合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000	
			営業宣伝を目的としない場合	15,300	20,400	30,600	40,800	56,100	76,500	
	部 分 使 用	床面積の2分の1以上の部分を使用する場合		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の全額に相当する額						
		床面積の3分の1以上2分の1未満の部分を使用する場合		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
		床面積の3分の1未満の部分を使用する場合		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額						
	会 議 室			450	600	900	1,200	1,650	2,250	
ト レ ー ニ ン グ 室		独占使用		600	800	1,200	1,600	2,200	3,000	
	個人使用 (1人当たり)		150	200	300					
奈 良 市 中 央 第 二 体 育 館	独 占 使 用		1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
	小 体 育 館	独占使用		750	1,000	1,500	2,000	2,750	3,750	
個人使用 (1人当たり)		150	200	300						
南 奈 良 部 体 育 館	独 占 使 用		1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
ス 奈 良 部 市 セ ン タ ー 体 育 館	独 占 使 用		1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
	和 室		450	600	900	1,200	1,650	2,250		
	会 議 室		150	200	300	400	550	750		

区 分			午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日						
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00						
奈良市西部生涯スポーツセンター 体育館	独 占 使 用	スマポマチュア 入場料の類を徴収する場合	円	円	円	円	円	円						
		10,500	14,000	21,000	28,000	38,500	52,500							
		スマポマチュア 入場料の類を徴収しない場合	3,300	4,400	6,600	8,800	12,100	16,500						
		スマポマチュア 以外 入場料の類を徴収する場合	75,000	100,000	150,000	200,000	275,000	375,000						
	部 分 使 用	入場料の類を徴収しない場合							30,000	40,000	60,000	80,000	110,000	150,000
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額										
	軽 運 動 室	独 占 使 用	2,700	3,600	5,400	7,200	9,900	13,500						
		部 分 使 用 〔床面積の2分の1未満の部分を使用する場合〕	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額											
		個 人 使 用 (1人当たり)	300	400	600									
	ダンススタジオ	独 占 使 用	2,400	3,200	4,800	6,400	8,800	12,000						
部 分 使 用 〔床面積の2分の1未満の部分を使用する場合〕		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額												
個 人 使 用 (1人当たり)		300	400	600										
トレーニング室	個 人 使 用 (1人当たり)	1回につき					500							
		前払回数券(8,800円分)					8,000							
会議・研修室	独 占 使 用	1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000							
	部 分 使 用	床面積の3分の2未満の部分を使用する場合						独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の2に相当する額						
		床面積の3分の1未満の部分を使用する場合						独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額						
奈良市月ヶ瀬体育館	独 占 使 用	1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000							
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額												
	トレーニング室	個 人 使 用 (1人当たり)	150	200	300									
	会議室	450	600	900	1,200	1,800	2,400							
奈良市都祁体育館	独 占 使 用	1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000							
	部 分 使 用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額												
	トレーニング室	個 人 使 用 (1人当たり)	150	200	300									
	会議室(1室につき)	450	600	900	1,200	1,800	2,400							
研 修 室(1室につき)														
備考														
<p>1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。</p> <p>4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。</p> <p>5 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>6 前払回数券は、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールにも使用できるものとする。</p> <p>7 奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良市都祁体育館については、本表区分のうち夜間の使用時間は19:00～22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00～22:00と、全日の使用時間は9:00～22:00とする。</p>														